

愛知地方最低賃金審議会  
第3回 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業  
最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和2年9月17日（木） 午後1時30分～午後4時55分

2 場 所 愛知労働局 2階北大会議室

3 出席者 公益代表委員 2名（欠席1名）  
労働者代表委員 3名  
使用者代表委員 3名

4 議 題

- (1) 令和2年度 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について
- (2) その他

5 議事要旨

- (1) 労働者側委員「現時点で、前回の引上げ額9円からの変更はない。」
- (2) 使用者側委員「使用者側も、前回と変わらず引上げ額は0円。」
- (3) 公益委員が労使双方委員と個別打合せを行うが、労働者側引上げ額5円、使用者側0円の主張で合意には至らなかった。
- (4) 部会長から、この後更に協議を重ねても労使の一致点は見出し難いとして、引上げ額1円、時間額976円の公益案が提示され、採決が行われた。
- (5) 採決の結果、賛成多数で公益案どおり結審した。その上で、同内容にて10月14日開催予定の愛知地方最低賃金審議会へ報告されることとされた。

6 配付資料

なし



愛知地方最低賃金審議会  
第3回 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会

日 時 令和2年9月17日(木)  
午後1時30分から  
場 所 愛知労働局2階 北大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 令和2年度 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の  
改正決定について

(2) その他

3 閉 会



# 公 益 案

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、  
鋼材製造業最低賃金

現行最低賃金額

時間額 975円

[時間額]

引上額

引上率

1円

0.10%

改定額

976円



(案)

令和2年9月17日

愛知地方最低賃金審議会  
会長 服部一郎 殿

愛知地方最低賃金審議会  
愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、  
鋼材製造業最低賃金専門部会  
部会長 中山徳良

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金  
の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月5日、第497回愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

労働者代表委員  
小寺浩志  
中塚正輝  
西方和喜

使用者代表委員  
梶原弘司  
勝木隆二  
鳥本隆義

公益代表委員  
中山徳良  
中山恵子  
池田桂子

## (案)

[別 紙]

### 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

#### 1 適用する地域

愛知県の区域

#### 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 製鉄業
- (2) 製鋼・製鋼圧延業
- (3) 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）
- (4) (1)から(3)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (5) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

#### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務
  - ロ 軽易な運搬の業務

#### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 976円

#### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精勤手当、通勤手当及び家族手当

#### 6 効力発生の日

愛知地方最低賃金審議会の決定による。